

第二回國會
衆議院

政党法及び選挙法に関する特別委員會議録第四号

昭和二十三年四月二十七日(火曜日)

午後零時八分開議

出席委員

委員長 淺沼稻次郎君

委員 岩本 信行君 澤村 嘉山長次郎君

理事 中村 又一君 理事 野村 重吉君

小澤 重吉君 角田 幸吉君

高橋 英吉君 綱島 正興君

花村 四郎君 稻村 順三君

大矢 省三君 笠原 貞造君

勝間田 清一君 前田 種男君

森 三樹二君 吉川 兼光君

志賀 健次郎君 黒岩 重治君

佐竹 晴記君 成重 光眞君

織田 正信君 林 百郎君

委員外の出席者 法制部長 三浦 義男君

三月三十日委員大石倫治君は死去され

た。

四月十三日委員益谷秀次君、井伊誠一

君、黒田壽男君、細野三千雄君、矢尾

喜三郎君、山崎道子君、安平鹿一君、

原彪之助君及び高橋長治君、同月二十

六日委員神田博君は委員を辞任した。

四月十三日角田幸吉君、石神啓吾君、

笠原貞造君、勝間田清一君、稻村順三

君、前田種男君、竹谷源太郎君、北二

郎君、北浦圭太郎君及び森山武彦君、

同月二十六日高橋英吉君が議長の名

で委員に補欠選任された。

四月十三日小委員井伊誠一君、細野三

千雄君、安平鹿一君及び高橋長治君、

同月十五日小委員井伊誠一君及び成重

光眞君が小委員を辞任した。

第二類第二号 政党法及び選挙法に関する特別委員會議録 第四号 昭和二十三年四月二十七日

四月十三日委員淺沼稻次郎君、笠原貞造君、前田種男君及び織田正信君、同月十五日委員北浦圭太郎君及び森山武彦君が委員長の指名で小委員に補欠選任された。

本日の會議に付した事件

政党並びに選挙に関する腐敗防止法案(政治資金規正法案)起草に関する件

○淺沼委員長 これより會議を開きます。

政治腐敗防止法案起草に関する小委員の経過並びに結果について、委員長から御報告を願いたいと存じます。長野重右エ門君。

○長野(重)委員 ただいま議題となりました政治資金規正法案に關し政黨並びに選挙に関する腐敗防止法案起草小委員に關する経過並びに結果に關し御報告申し上げます。

本小委員会は一月三十一日、政黨並びに選挙に関する腐敗防止法案起草のため、政黨法及び選挙法に關する特別委員會において選任された小委員をもつて構成され、二月四日第一回小委員會を開き、私が小委員長に當選いたしました。爾後十二回にわたつて、正式の委員會を開き、そのほか懇談会を重ねました結果、一應の成果を得まして、本日ここに諸般の経過を御報告する次第であります。

まず二月十二日より四回にわたつて、本法案立案に關する研究事項に基き、法案起草について種々協議いた

し、その結果に基き法制部においてとりまとめ方を依頼いたしましたものを、三月二十六日政治腐敗防止法案要綱として小委員に配付することにしたのであります。たゞ、全國選舉管理委員會においても、同様の趣旨をもつ法案の起草に當つており、相当のところまで折衝が進んでおる旨の話を聞きましたので、三月三十一日同委員會と協議し、四月一日同委員會の説明を聴取しました結果、よりよき法案の起草をいたす目的で、兩院の長所をとつて一つの案を作成するよう事務當局に依頼いたしましたのであります。小委員はこの案案につき、四月十三日より四回にわたつて協議いたし、大體の成案を見たのであります。さらに若干の修正を加える必要があり、昨四月二十六日小委員會を開き、本日お手許に配付してあります政治資金規正法案の成案を得た次第であります。

次に本法案の要旨を申し上げます。本法案は第一章總則、第二章政黨、協会の他の團體、第三章公職の候補者、第四章政黨、協会その他の團體及び公職の候補者以外の者、第五章報告書の公開、第六章寄附に關する制限、第七章罰則、第八章補則及び附則より成り、全文五十九條に及んでおります。この法律案の骨組は、大づかみに申しまして、三つの部分から成り立つております。第一は、政黨、協会その他の團體、公職の候補者及び第三者の政治活動に伴う資金の收支を公の機關に報告させ、もつてこれらの資金の金額を一般國民の前に公開する措置であります。第二は政治資金の寄附の制限の措置でありまして、主として選挙に伴う不正行為の発生を未然に防止せんとするものであります。第三は右二つの措置に対する違反行為の処罰及びその結果としての当選無効、選挙権被選挙権の喪失等に関する措置であります。この三つの措置を総合的に組み立てることによつて、全体として政治活動の公明と選挙の公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄與することを目的としております。従いまして、法案の題名はその内容に最もふさわしい意味合から、いわゆる政治腐敗防止法案等の名称を避け、政治資金規正法案と名づけることにいたしました。

さて、具体的な内容について申し上げます。第一章總則において、本法の目的を明示するとともに、各本條に現われてきます用語の定義を規定しております。選挙の範圍は、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、地方自治法による選挙に限つてあります。特に協会の他の團體とは、政黨以外の團體で政治上の主義、施策を支持し、もしくはこれに反対し、または公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対する目的を有する團體をいふことといたしたのであります。たとえば、組合等が、本来の目的においては経済團體あるいは思想團體等であつても、この目的を有するに至つたときは、その限度において本法案のねらいとす

る費用公開の趣旨に副い、團體の收支に關する規定の適用を受けることとなるわけであります。これらの團體の寄附や支出をいたすに制約する等の意味をもつものでないことはもとよりのこととあります。

次に、政黨、協会その他の團體に關しまして申し上げますと、まずこれらの團體の代表者、主幹者及び會計責任者の届出を規定し、寄附の受領も支出も、あつてこの届出の後になさるべきこととし、この手続をとらないで、隠れて團體等が資金の授受をすることは、これを防止することといたしました。しかして、會計責任者の職務として、會計帳簿の備付、毎年三回の收支の定例報告、選挙に關する收支の特別報告、書類の保存等に義務を規定しまして、政黨を初めこれらの團體の收支の全貌がそれだけの選挙管理委員會に詳細に現れてくることを期しておるのであります。これらの團體の寄附、支出に關して報告を要するものは、側人にかかわるものは五百円、團體にかかわるものは千円以上のものについて、氏名、住所等を明らかにすることとしてあります。さらに會計責任者の事故によつて責任があいまいになるようなことのないため、事務引継ぎについても規定を設けました。また政黨、協会その他の團體の支部についても以上の取扱いは同様といたしました。次に、公職の候補者に關しまして、まず政黨等の場合における同様、出納責任者を定め、これを届け出るこ

と、この手続を経ないうちは寄附の受領または支出が制約される旨を規定しました。しかし出納責任者の義務として、会計帳簿の備え付け、選挙運動に関する收支の報告、書類の保存等を定めてあります。

このほかに、特に重要な規定といえまして、選挙運動に関する支出の権限をわずかの例外を除いては、出納者一人に専属せしめたこととあります。

なお候補者の出納責任者に関する事項は、現在の衆議院議員選挙法あるいは参議院議員選挙法等の規定とはほぼ同様でありまして、本条中に包括された部分については、附則において選挙法を改正し、該当条文を削除することにしたしました。

次に一般の第三者が、政党、協会その他の団体のために二千五百円以上の支出をした場合の報告義務を規定しました。すなわちこれらの団体のために、第三者運動として支出をした者は、これを報告せねばなりません。また官吏その他公職にある者は、寄附を自由になし得ることとしたしましたが、この場合は授受双方の側にこれに関する報告義務を負わせることとしたしました。

次に報告書の公開であります。これは実は本案の最大眼目の一つでありまして、今まで申し上げましたところにより、選挙管理委員会に提出された各種の報告書は、選挙管理委員会の公表手続、保存義務と一般の閲覧要求権の両面の措置によつて、廣く國民の前に公開されるのであります。

次に寄附に関する制限といつたしまして、まず一定の身分、または地位に伴い絶対的に、あるいは特殊の場合を除いて、一般的に選挙に関し寄附をしてはならない者の範囲を掲げまして、これらの者が寄附をすることも、これらの者から寄附を受けることも許されないこととしてあります。また公職の候補者は、立候補に際し過去一年間にわたつたすべての寄附について報告の義務を負うこと、さらに何人も選挙に際し本人の名義以外の名義を用いたり、匿名をもつて寄附をすることを絶対に禁止し、これを犯してなされた金銭、物品の所有権は、國庫に帰属する旨を規定いたしました。

次に罰則におきましては、各本條に對する違反行為の体様につき事柄の輕重に應じてでき得る限り公平を期すべく、手続的な規定の違反と本質的な規定の違反とにわけ、慎重考慮したのであります。この法案の特別の重要性に鑑み、全体として相当重し処罰をもつて臨み、殊に過失犯をも処罰する旨を規定いたしました。また罪の時効は三年を経過して完成することとしたしてあります。なお処罰に伴う当選無効及び選挙権等の喪失の規定も罰則の章に規定してあります。

次に罰則におきましては、この法律施行に関する事務的規定を掲げておきました。

最後に附則においては、本法施行に伴う経過規定を定めたほか、衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法の一部改正をいたしております。これら選挙法に規定せられていた罰則の限度も、本法の罰則と均衡をとつてこれが改正を加えたほかに、主としてそれらの規定が本法中に吸収せらるるに相應する改正であります。

以上が本法案の要旨であります。以上が本法案の要旨であります。

最後に本法案の題名であります。これについては政治腐敗防止法、政治団体費用公開法等種々の案が出たのであります。結局、本法案の内容に最も近い意味で先ほど申し上げましたように政治資金規正法とすることにした次第であります。

なお右のほか佐竹委員からの法案第三條、第六條及び第三十五條の規定その他に關し、栗山委員から第六條等の違反の問題に關し意見がありました。これを申し添えておきます。詳細は両委員より御説明があるものと存じます。

かくて小委員会は昨二十六日、本法案を共産党林委員を除いて全員一致をもつて可決致しました。

以上が本法案起草の経過並びに結果であります。何とぞこの法案の重要性並びに緊急性に鑑み、慎重御審議の上、一日も早く成立を見んことを希求する次第であります。

次に第五條中、第一項収入の項につき、「財産上の利益の收受をいう」と改めまして、「その收受の承諾又は約束」の文字を削りたいと考えます。

第二項の寄附の項につきまして「財産上の利益の供與又は交付」とし、「その供與又は交付の申込又は約束」という文字を削りたいと思ひます。第三項の支出の点につき「財産上の利益の供與又は交付をいう」といふようにして「その供與又は交付の申込又は約束」という文字を削りたいと思ひます。その理由は収入、寄附、支出などという言

は、通常の觀念に従えば、ただいま削除しようとした文字の意味を含んでおりません。本案の企圖いたすところは、金銭、物品その他の財産上の利益の現與の授受によつて政治の腐敗防止をなすという点にありまして、現與財産上の利益の授受されない口先だけの約束や、承諾や、あるいは申込み等についてはこれを追究する要はないのみならず、拒絶されました申込みまでもこれを全部支出として取扱わなければならないといふことは、まづたゞ事実上反する結果となり、その他関係団体や、並びに責任者等も不当に迷惑をこうむるおそれがあるからであります。

次に第六條を削除したいと考へます。その理由は、政党、協会その他の団体の結成届出に關しては「ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する勅令に關する件」に基き、昭和二十一年勅令第百一號第五條に規定があります。本法の目的とするところは、おおむねこれと同一でございますから、もし不備があるとすれば、右勅令の一部を修正の上、届出は全部同勅令一本に統一いたしますことが適當ではないかと思ひます。

もし右勅令と本法案に基きます二個の別意の届出をなさねばならないと、きわめて不合理な場合が生れてまいります。すなわち右勅令第五條では「政党、協会、其の他ノ団体ニシテ其ノ目的又ハ行為が左ノ各号ノ一ニ該當スルモノハ第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ結成シ、又ハ當該行為ヲ爲スコトヲ得ズ」と規定いたしておりますが、本法案第六條では組織の日または第三條に規定する目的を有するに至つた日から七日以内

は、通常の觀念に従えば、ただいま削除しようとした文字の意味を含んでおりません。本案の企圖いたすところは、金銭、物品その他の財産上の利益の現與の授受によつて政治の腐敗防止をなすという点にありまして、現與財産上の利益の授受されない口先だけの約束や、承諾や、あるいは申込み等についてはこれを追究する要はないのみならず、拒絶されました申込みまでもこれを全部支出として取扱わなければならないといふことは、まづたゞ事実上反する結果となり、その他関係団体や、並びに責任者等も不当に迷惑をこうむるおそれがあるからであります。

次に第六條を削除したいと考へます。その理由は、政党、協会その他の団体の結成届出に關しては「ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する勅令に關する件」に基き、昭和二十一年勅令第百一號第五條に規定があります。本法の目的とするところは、おおむねこれと同一でございますから、もし不備があるとすれば、右勅令の一部を修正の上、届出は全部同勅令一本に統一いたしますことが適當ではないかと思ひます。

に届け出でなければならぬことに
つておられますために、勅令でその結成
が禁止されておりますものが、本法案
ではその行動が許されるという矛盾し
た結果を生ずるに至ります。但し、右
勅令により届け出でなければ結成をす
ることが許されませんから、その結成
が認められてから七日以内に本法によ
り届出をなすべきものと解釈いたし
ますならば、その矛盾はないのであり
ますが、しかし右勅令第七條によりま
すと「第五條第二項ノ規定ニ係ル届出
ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者
ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」と明記いた
しております。右勅令第五條による届
出のない政党、協会の組織されること
は、右勅令自身もこれを認めておりま
す。そこでこの政党が、本法の関係に
おいては届出を了しておるが、勅令
の関係においては届出をしないという
場合があるものであります。結局勅令で
認められない、禁止されておる政党等
が、この法律では合法的に届出をして
合法的な運動をすることが認められる
という、まことに不合理な結果に相な
ります。従つて本法における組織の日
というものは、すなわち右勅令の結成の
日と同一だと解釈することはいけませ
んのみならず、もしさうに解すべき
ものとしたしましたならば、届出関係
はすべてこれをその勅令一本に統一
たすことが合理的であると考へます。
よつて届出関係は右勅令にこれを譲り
まして、本法第六條は削るのが適當で
はないかと考へるわけでありま
す。しかしもしこの六條削除が困難であ
るといたしますならば、私はこの第六
條の届出を、主たる事務所所在地の

市町村の選挙管理委員会にしなければならぬと、これを一本にまとめてはど
うかと考へます。全国に向つて運動を
する目的を有する政党、協会のごとき
は、その市町村の選挙管理委員会へ届
け出るほかに、全国の選挙管理委員会
に複数的に届出をせしむることに改め
てよいと考へます。その理由は本法案
では届出先がきわめて不同でありま
す。九州の一町村において主たる事務
所をもつておりまして、もつぱら九州
の一町村で運動しておる団体でも、東
京の全国管理委員会に届け出なければ
ならぬ事態も起ります。これは第六條
の規定の内容から必然的にそうなる。
そこで政党や協会やその他の団体は、
主たる事務所が九州にあつても九州の
市町村の管理委員会に登録されておる
とは限りません。九州にあるものが大
阪へ届け出ておる、東京において運動
しておつても、それが北海道あるいは
青森の府縣あるいは道の管理委員会に
届け出られておるといふことがあり得
るのであります。ところが、この法律
は政党、協会等の戸籍にもひとしい登
録でございまして、少くとも主たる
事務所の所在地に固定させる。この団
体ならば必ず九州の事務所のある地に
行けば登録されておるといふように、
固定的に明確にいたしすることが、
むしろ必要ではないかと思ふ。どこの
府縣の、あるいは市町村の、あるいは全
國の管理委員会に届け出られておるや
らさつぱりわからぬ、その政党、協会等
の戸籍を探するに困るといふ状態では
十分に取締りをするわけにはまいりま
せん。だから少くともその主たる事務
所の所在地の市町村の選挙管理委員会
に必ず届け出る。それが二つ以上の、全

面的市町村にわたつてする場合におい
ては、府縣の管理委員会あるいは二以
上の府縣にわたつて運動をする場合に
は、全國の管理委員会に複数的に届出
をせしむる。こういうふうなくあいに
いたしまして、少くとも市町村の選挙
管理委員会に必ず届出をするといふく
あいに、はつきりいたしますことが必
要ではないかと思ふのであります。
次に第八條中「第六條又は前條の規
定による届出がなされた後でなければ
ば」とありますものは、先ほど申し
上げます第六條を削除いたしました
結果、「昭和二十年勅令第五百四十二
号ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する
命令に関する件に基く政党、協会その
他の団体の結成の禁止等に関する件
(勅令第一号)の第五條に基く届出が
なされた後でなければ」とし、かつ「公
職の候補者の推薦、支持又は反対その
他の運動のために」とありますもの
を「政治上の主義若しくは施策のため
に、又は公職の候補者の推薦、支持又
は反対等の運動のために」と改めたい
と考へます。その理由は前段は第六條
を削りました当然の結果であります。
後段は本法の目的が単に選挙運動に関
する公正を期するのみではなく、一般
政治資金の規正をも目的としたしてお
りますから、これらすべての費用に関
する寄附並びに支出に關してしても、
適用のあるようにいたしますことが当
然であると考えからであります。
ついで第三十五條中「左の各号に掲
げる者は、選挙に關し寄附をしてはな
らない。」とありますものを、「左の第
一号に掲げる者は選挙に關し、第二
号、第三号に掲げる者は、選挙並びに
政党、協会その他の団体の運動に關し、

寄附してはならない」と改めたいと思
います。その理由は、政党の腐敗防止
は、單に選挙に關する寄附を規正する
のみでは足りません。右に掲げており
ます事項等は特に規正をする必要があ
ると思ふであります。すなわち國や公
共團體のために請負をいたしておりま
す人々が、その利害關係のために献金
をする場合、選挙に關しては献金がで
きないが、政党への選挙に關係せざる
献金ならいくらやつてもよろしいと
いうことがときは、これは理論が合いま
せん。選挙に關しては請負者が寄附をす
ることができぬといはしますならば、
政党に關する一般政治資金もそれらの
利害關係がある請負者からは寄附がで
きないといふことが當然であります。ま
たページにかかつて公職から追放せら
れてゐる者が、選挙に關しては寄附を
することができぬと書いてあつて、一
般政治資金は寄附してもよろしいとい
うことがときは、これはどうしても理論
がございけません。それらの人々が
が一貫いたしません。それらの人々が
選挙に關して寄附をしてはならぬとい
うのならば、一般政治資金について
も、寄附してはならぬといはしますこ
とが、筋の通つた規定であると思へま
す。
以上、修正に伴います關係條文の整
理は法制部に御一任いたしたいと思
へます。ただいま私の申し上げます意見
は、がよりにこの委員会でも修正をし
て、その修正したものを原案にお願い
することはできぬであらうかという意見
であります。よつてこの委員会の責任
者におかれまして、關係筋へもこのこ
とをお諮り願ひまして、取入れられる
ものについてはぜひともお取入れを願
ひたい。しかし關係筋においてどうも

これは受け入れることができないとい
うような御意向のある分については、
私は強いてこれを主張しようというの
ではありません。すなわち私は特にこ
れを修正案として出すのではなく、こ
の委員会における私の一つの意見とし
て出し、この私の意見を織りこまれた
原案をつくることに御努力願ひたいと
いう意思をここに表示するわけであり
ます。
○淺沼委員長 ほかに御意見はありま
せんか。——なければ、ただいま佐竹
君が述べられた修正的な意見は、どう
いうような取扱いにいたしまししょう
か。——それでは今しばらく懇談する
ことにいたします。速記をやめ
て。
〔速記中止〕
○淺沼委員長 速記を始めて——それ
ではちよつとお諮りいたします。先ほ
ど佐竹さんから數箇條にわたる修正意
見が述べられたのであります。佐竹
さんは必ずしも修正意見として提出し
たわけではないのであります。この
意見が關係筋との折衝において通れ
ば、まことに結構であるといふことが
附加されてゐるわけでありまして、取
扱い方をどういたしまししょうか。一應
本案を案全体として仮決定をいたして
おきまして、その仮決定には佐竹さんの
修正的少數意見が附加されてゐるとい
ふことで、關係筋と折衝する。その結
果もう一遍本委員会を開いて本決定に
するといふことでどうでしょうか。
〔結構ですと呼ぶ者あり〕
○淺沼委員長 それではもし林さんから
御意見があるとすれば、その本決定を
するときに御討論を願うということに
したら……。

○林(百)委員 われ／＼としては、全面的にこの法律については反対のところがあります。たとえば街頭募金、これは事実上禁止される。あるいは労働組合、農民組合が、政治的問題を取扱うと同時に、政党的な取扱いを受けることに非常に反対なんです。これは私の方の党ばかりでなく、各党もこの法案について関心が非常に深いと思う。今になつてそういうこと言うことはどうかということをお申し述べられども、やはり各党とも十分この法案を練つてきめるならきめる方がよいと思われま

すので、そういう意味で向うと折衝して、でき得る限り練つて討論をする機会を與えてもらいたいと思う。率直に言えば、今日は本意めというところなくして、さらに向うの方と、修正意見があるとするならば、それについて折衝してもらおう。私の方で反対している点もひとつ向うの方へ話をしていた

だということにしたい。私の方では議員團の意見が出ておりますから、もし何でしたら、共産党はこ

ういう点で反対だということと同時に言つてもらいたい。しかしそれはまた考慮の余地があるならば、こういう点が反対だから、この点についてこうせよという点があるならば……

○淺沼委員長 それはやはり修正的意見として出してもらつて、その修正的意見が入れられなかつたときに態度を決してもらおう、もし何でしたらそこで述べていただいても結構ですが、それも修正的意見ということで、修正案でないというにしないでいただきたいと思ひます。それで林さん、原案を仮決定にして、その仮決定に対しては佐竹さん及び林さんからそういうような二

つの修正意見が述べられた、その折衝の結果に従つてもう一遍この委員会を開くという扱いでよろしいですか。

○林委員 私の方の党としては、しばらく猶予してもらいたいというのが希望なんです。しかしこれできまればやむを得ない。私の方の希望としてはそういうです。

○淺沼委員長 仮決定を決して全文そのまゝを仮決定するのではなくして、修正意見が附加されているということ

を條件として仮決定する。

○林委員 私の方の反対を斟酌しようという意味で仮決定をするんですか。

○淺沼委員長 そうです。しかし結果から見ればそれがいけなかつたという結果になつたときに、もう一遍この会合できめる。

○林委員 私の方の反対の点は簡條的に言いますと、第三條に目的だけなく、さらに具体的な行為を入れても

らうことが一つ、それからさらに協会その他の団体については、これを削除してもらいたいということ、協会のその他の団体すなわち労働組合、農民組合、具体的に言えば、労働組合、農民組合については、少くとも削除して

もらいたい。これは最初の法制部の意見書にも農民組合、労働組合は同等に扱うということがあつたのであります

が、その点を考慮していただきたい。三條と六條の関連です。それが一つ、それから公務員に対するもの、すなわち三十二條の公職にある者は特に一切の寄附行為を選挙管理委員会に報告しなければならぬ。この点を削除する。それから三十七條について、匿名または本人の名義以外の名義をもつて寄附してはならない。これはやはり一

定の千円なら千円以上という限度を附けないと、われ／＼の党のように街頭募金をする場合に、これを一々報告しなければならぬことになりますから、少くとも一定の限度以上のものはい

けれども、千円なら千円という限度以下のものについては、これを適用しないというようなことを希望しております。

結局總括的に言いますと、第一に労働組合、農民組合というような組合活動をするものについては、本法の適用を受けないということが一つ、大衆的な寄附行為については、これを認めるようにするというのが一つ、もう一つは公務員の寄附金について、特に例外的な規定を設けるといふこと、この三つの点については反対するということとであります。これはわれ／＼の方で意見書ができておりますから、これをもつていつていただきたいと思います。

○淺沼委員長 それではただいま林君から修正的意見が述べられました。が、先ほど佐竹君から述べられた修正的意見を少数意見として折衝することにして、案全体としては仮決定することに異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺沼委員長 異議なければさういたします。

それでは関係方面と折衝の結果、もう一遍委員会を開いて本決定にすることにしますから、御了承願ひます。

○林(百)委員 関係筋と交渉する場合に、私の方の反対の理由がどういふところにあるかということを通じていた

だきたいと思ひます。そういう意味で今出してあります。

○淺沼委員長 それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後五時三十三散会

〔参照〕

政治資金規正法案起草に関する政党内閣に選挙に関する腐敗防止法案起草小委員会報告書

一、本案起草の趣旨

本案は民主政治の健全なる発達に寄與するため、政党内閣その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公明をはかり選挙の公正を確保せんとすることを目的とするものである。

二、本案の要旨

第一は、政治資金を規正し、以て政党内閣の健全なる発達をはからんとするもので、政党内閣その他の団体及び公職の候補者等に関する政治資金の公開及び取締りを規定するものである。

第二は、政党内閣その他の団体に關する規定であつて、

(イ) 政党内閣その他の団体の代表者又は主幹者及び会計責任者の選任に關する届出事項及び届出先に関する事項

(ロ) 会計責任者の職務としての会計帳簿の備付及びその記載事項

(ハ) 政党内閣その他の団体の代表者、主幹者、会計責任者と意思を通じてそのためにな

した寄附及び支出に關する事項

(ニ) 選挙に關する寄附、収入、支出に關する事項

を規定した外、会計責任者が毎年三回届出すべきこと及びその報告書の記載事項並びに会計帳簿明細等二年間保存すべきことを定めてゐる。

第三は、公職の候補者に関する規定であつて、候補者の選挙に關する出納責任者の選挙及び出納責任者に關する届出事項、出納責任者の職務としての会計帳簿の備付け及びその記載事項等に關する規定である。

第四は、政党内閣その他の団体又はその支部の爲に第三者のなした支出に關する規定及び公務に在るものが選挙に關し寄附をした場合の報告に關する事項の規定である。

第五は、報告書の公開に關する規定であつて、それぞれの選挙管理委員会に於いて政党内閣その他の団体より会計報告書を受けた場合その要旨を公開することその報告書を二年間保存すること及び何人もこれを閲覧することができると

等の規定である。

第六は、寄附の制限に關する規定であつて、当該選挙の候補者と國又は地方自治団体と議員その他特別の利益を伴う契約の当事者、追放該当事等に關する寄附の制限及び匿名及び本人以外の名義の寄附の禁止その他公職の候補者の立候補前一年間となした寄附の届出に關する事項等を規定してゐる。

第七は、罰則に關する規定であつ

て、政党協会その他の団体又は支部が本案の規定に違反した場合五千円以上十円以下の罰金或は三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金、追放該当者の違反に關しては、六ヶ月以上三年以下の禁錮又は二万五千円以上五万円以下の罰金等の罰則をそれぞれ規定した外当選人の本案に規定する刑に処せられた場合の当選の無効選挙権被選挙権の停止期間に關する規定及び裁判に於ける情況酌量の場合及び時効の期間等を規定している。

第八は、本案の制定に伴う衆参議員選挙法の改正に關する規定であつて、本案の規定と重複する部分はこのを削除し、又本案の罰則に準じて、その罰金及び禁錮の刑を引上げること等を規定したのである。

以上が本案の要旨であるが本案の内容は別紙の通りである。

右報告する。

昭和二十三年四月二十六日

政党法及び選挙法に關する特別委員会
政党内閣府に選任
に關する腐敗防止法案起草
小委員長

長野重右エ門

政党法及び
選挙法に關
する特別委
員長
浅沼稻次郎殿

昭和二十三年六月二十八日印刷

昭和二十三年六月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局